



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

令和3年度に向けた

琵琶湖の保全および再生についての 提案・要望



比良山系と琵琶湖



森林づくりの推進



沖島漁港



琵琶湖のプラスチックこみ

令和2年5月

滋賀県

令和3年度に向けた琵琶湖の保全および再生

についての提案・要望

1	琵琶湖の保全および再生に向けた取組の推進【全般】	1
2	琵琶湖の財政需要に対する地方交付税措置【第4条】	3
3	気候変動にも対応する湖沼水質管理の推進【第9, 10条】	5
4	下水道による水質保全と雨天時侵入水対策および資源活用【第10条】	7
5	プラスチックごみゼロに向けた総合的な取組の推進【第10条】	9
6	琵琶湖の保全・再生に資する森林づくりの推進【第11, 17条】	11
7	林業成長産業化推進への支援強化【第11, 17条】	13
8	自然再生事業に対する財政上の措置【第12条】	15
9	侵略的外来水生植物対策【第13条】	17
10	大量繁茂する水草対策【第15条】	19
11	琵琶湖の外來魚対策および新規就業者支援の強化【第13条】	21
12	鳥獣被害防止対策の充実【第11, 14, 17条】	23
13	環境保全型農業の一層の推進【第17条】	25



琵琶湖の保全および再生に向けた取組の推進

- 琵琶湖保全再生法や基本方針、県計画に基づく琵琶湖の保全および再生の推進に向け、より一層の支援・連携の強化を図りたい。

【提案・要望先】総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 「琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 国の基本方針や「琵琶湖保全再生計画」に位置付けられた各施策の推進
- 法第4条に基づく、琵琶湖保全再生計画関連事業の円滑な実施に向けた必要な財政上の措置
- 琵琶湖に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

(2) 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」等のフォローアップおよびそれを踏まえた「琵琶湖保全再生計画」の改定等を通じた取組、連携の強化

- 法附則の見直し規定を踏まえた法律や基本方針および琵琶湖保全再生計画のフォローアップおよびその結果を踏まえた計画の改定や「琵琶湖保全再生推進協議会」の開催を通じた取組、連携の強化

2. 提案・要望の理由

- 琵琶湖は、近畿1,450万人の水源地として、国民の1割以上が恩恵を受ける国民的資産であり、琵琶湖の保全および再生は我が国における湖沼の保全および再生の先駆けとなり得る取組。
- 琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として再生し、近畿圏における地域住民の健康な生活環境の保持・発展をより強力に推進できるよう、「琵琶湖保全再生計画」では、「守る」「活かす」「支える」を重点事項として、各施策を推進。
- 法制定後、「琵琶湖保全再生等推進費」の開始など国の支援もいただいているが、「琵琶湖保全再生計画」に基づく事業を円滑に実施するためには、さらなる財政的支援等が必要。
- また、琵琶湖保全再生法（平成27年施行）には、「法律の施行の日から5年以内に、法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行う」旨の規定があること、また、琵琶湖保全再生計画の計画期間が令和2年度末までであることから、今後取り組むべき琵琶湖の課題等に適切に対応するため、法律等のフォローアップおよびその結果を踏まえた計画の改定や「琵琶湖保全再生推進協議会」の開催を通じて、引き続き取組、連携を強化していくことが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」等に位置付けられた各施策への取組の強化および支援

(政策提案・要望) 法第4条に基づき、必要な財政上の措置を求める施策

- ・ 自然再生事業に対する財政上の措置 (環境省)
- ・ 侵略的外来水生植物対策 (総務省、国土交通省、環境省)
- ・ 大量繁茂する水草対策 (国土交通省、環境省)
- ・ 琵琶湖の外來魚対策および新規就業者支援の強化 (農林水産省、環境省)
- ・ 環境保全型農業の一層の推進 (農林水産省)
- ・ 下水道による水質保全と雨天時浸入水対策および資源活用 (財務省、国土交通省)
- ・ 琵琶湖の保全・再生に資する森林づくりの推進 (総務省、財務省、農林水産省)
- ・ 林業成長産業化への支援 (農林水産省)・鳥獣被害防止対策の充実 (農林水産省)

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の重点事項

琵琶湖と人との共生

共感

共存

共有

琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環をさらに推進

琵琶湖を『守る』取組

水源林整備保全、鳥獣害対策 (第11条 第14条)

生態系、生物多様性保全 (第12条)

外来生物対策 (第13条)

水草対策 (第15条)

水産資源の回復 (第16条)

琵琶湖を『活かす』取組

山村の再生、しがの林業成長産業化 (第17条)

「世界農業遺産」認定に向けた取組 (第17条)

環境関連産業の推進 (第17条)

体験・体感による琵琶湖とのふれあい振興 (第18条)

琵琶湖漁業の持続的発展 (第16条)

琵琶湖を『支える』取組

調査研究 (第9条)

琵琶湖の発信、環境教育・学習 (第21条)

多様な主体による協働 (第22条)

(2) 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」等のフォローアップおよびそれを踏まえた「琵琶湖保全再生計画」の改定等を通じた取組、連携の強化

■これまでの経過■

- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行 (H27.9.28)
- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針 (H28.4.21) 【国が策定】
- ◇第1回琵琶湖保全再生推進協議会 (H28.11.15)
- ◇琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定 (H29.3.30) 【滋賀県が策定】
- ◇第1回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (H29.7.24)
- ◇第2回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (H30.9.7)
- ◇第3回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会 (R1.9.9)

計画期間は
令和2年度末まで

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課計画推進係
TEL：077-528-3460



琵琶湖の財政需要に対する地方交付税措置

- 国民的資産である「琵琶湖」を健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、琵琶湖に係る多額の財政需要を、より適切に反映した地方交付税措置が必要である。

【提案・要望先】 総務省

1. 提案・要望内容

国民的資産である「琵琶湖」に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

- 琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要に対する地方交付税措置の継続、拡充

2. 提案・要望の理由

- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、全国における湖沼保全の先駆けの事例として、琵琶湖の保全及び再生を図ることが目的とされるなど、湖沼の保全・再生の重要性が高まっている
- 本県では、大量繁茂する水草対策や水質監視・水質調査とともに、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除対策や水産資源の確保・増殖対策など、琵琶湖の保全に関する経費として、国庫支出金等を除く県負担額で71億円程度を要しているところ
- また、最近では琵琶湖の北湖における全層循環の不全、植物プランクトンの大増殖など、気候変動の影響と考えられる異変が観測される事態となっている
- こうした課題等への対応については、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築のほか、財政支援制度の創設・拡充について要望・提案してきたところであり、今後も支援の拡大に向けた取組を強力に推進するもの
- 「琵琶湖」を抱える本県の実情をご理解いただき、長期的な視野に立って、琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要について、地方交付税の算定方法の見直し（拡充）に関する協議の継続をお願いするとともに、当面の対応として、琵琶湖特有の諸課題に係る特段の財政需要に関しては、特別交付税による配慮を引き続きお願いする

(本県の取組状況と課題)

(1) 琵琶湖に関連する経費

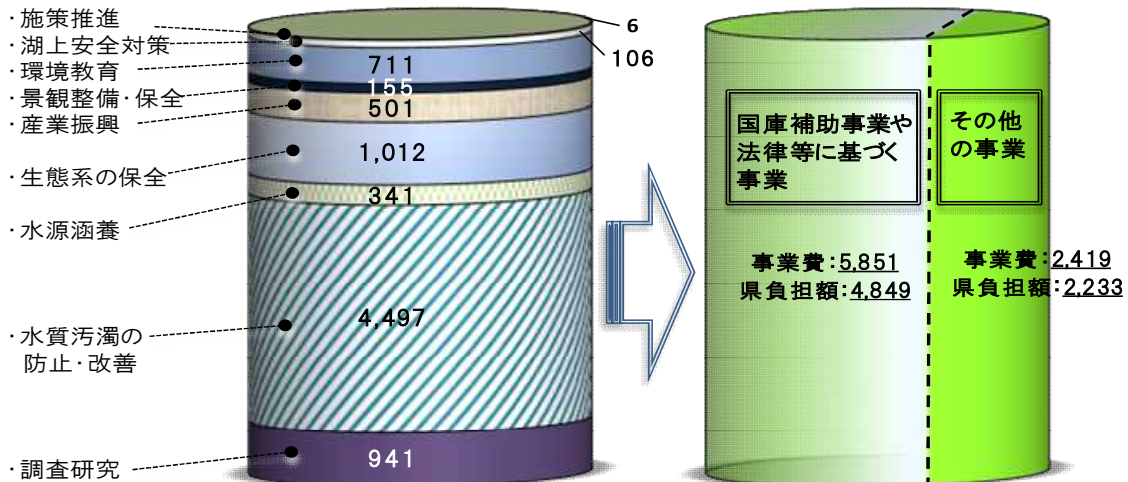
Mother Lake

◆琵琶湖に関する経費→ 年間 **83億円程度**
(国庫等を除く県負担額 **71億円程度**)

R2 琵琶湖に関連する経費(事業費ベース)

事業費:8,270百万円 (県負担額:7,082百万円)

(単位:百万円)



(2) 地方交付税措置の継続・拡充

本県として、琵琶湖保全再生法等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築や財政支援制度の創設・拡充に係る要望・提案等を継続するとともに、閉鎖性水域である湖沼は、特段の水質保全対策が必要であるため、水質汚濁防止や生物多様性の保全・水産資源保護といった琵琶湖特有の諸課題や環境保全に係る特定の経費については、一定配慮いただいているが、今後も地方交付税措置の継続、拡充を検討願いたい。

- 大量繁茂する水草対策や侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等の防除対策など、琵琶湖の特有の財政需要
- 水質汚濁防止対策や水産資源の保護・回復に係る事業、琵琶湖の状況調査など、琵琶湖の保全に関する経費 等

[オオバナミズキンバイ駆除活動]



[アユ等水産資源維持保全事業]



担当：総務部 財政課 財政企画係 TEL 077-528-3182

気候変動にも対応する湖沼水質管理の推進



- ▶ 琵琶湖にも気候変動の影響が現れつつあり、豊かで安全な琵琶湖の保全再生と琵琶湖・淀川流域での適応策の検討等が喫緊の課題となっている。
- ▶ このため、水質観測体制を更に充実させる環境整備や、琵琶湖の調査・研究等、生態系を視野に入れた新たな湖沼水質管理手法の構築に協力・支援を図りたい。

【提案・要望先】国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 気候変動に対応する更に充実した観測体制構築への協力・支援

- 関西の水資源を支える豊かで安全な琵琶湖への保全再生と、琵琶湖・淀川流域での気候変動適応策の検討・実施に必要な観測体制の更なる充実（調査船の確保など環境整備等）への協力、支援

(2) 新たな湖沼水質管理手法の構築に向けた検討への支援と連携

- 生態系と水質の両立の観点を踏まえたTOC等を用いた新たな水質管理手法の検討への（更なる財政的、技術的）支援
- 国立環境研究所琵琶湖分室による調査研究の実施、および本県との継続的な連携

2. 提案・要望の理由

- 気候変動で懸念された異変を琵琶湖で観測。気候変動の影響が現れつつある状況。
 - ・暖冬により、平成31年、令和2年と2年連続で北湖の全層循環が未完了となった。
 - ・琵琶湖に流入する栄養塩の削減にもかかわらず、例年と異なる気象を一因とした植物プランクトンの大増殖が頻発。平成30年夏季に南湖で発生した大増殖では、COD等が観測史上最高値を記録。下流の瀬田川水質にもその影響が及んだ。
- 関西の水資源を支える豊かで安全な琵琶湖への保全再生や、新たな課題である琵琶湖・淀川流域での気候変動への適応策の検討・実施には、水質観測体制の更なる充実が必要である。その際、特に関係機関の調査船の老朽化問題に対応し、調査船を確保する等の環境整備が重要である。
- さらに、地域循環共生圏も視野に入れた湖沼の適応策を進めるには、湖沼の豊かな生態系が生み出す多様な恵みを地域資源として活用する視点を踏まえた、良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の構築が必要である。
- そのためには、陸からの流入負荷と湖内現象の総合的な解析に効果的であるTOC等の指標の活用や、気候変動による水質変化の解析など、湖沼水環境の高度な研究や検討が必要である。このため、調査船の活用などにより国立環境研究所琵琶湖分室の調査研究を一層推進するとともに、本県研究への更なる財政的、技術的支援と、継続的な連携が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 琵琶湖水質の把握

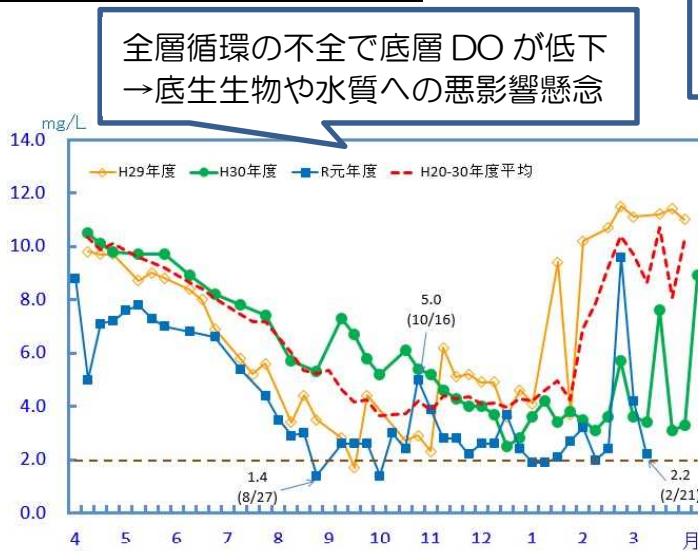


図. 北湖今津沖中央における底層DOの経月変化

植物プランクトン大増殖による水質悪化
→下流への悪影響(異臭味等)発生懸念

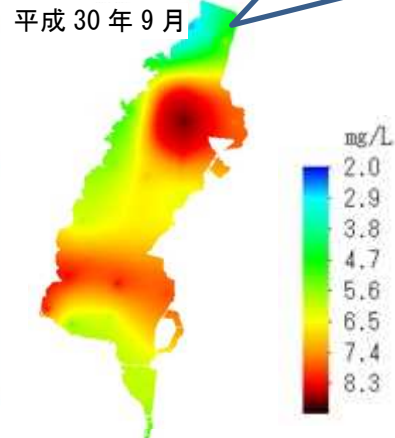


図. 南湖のCODの平面分布

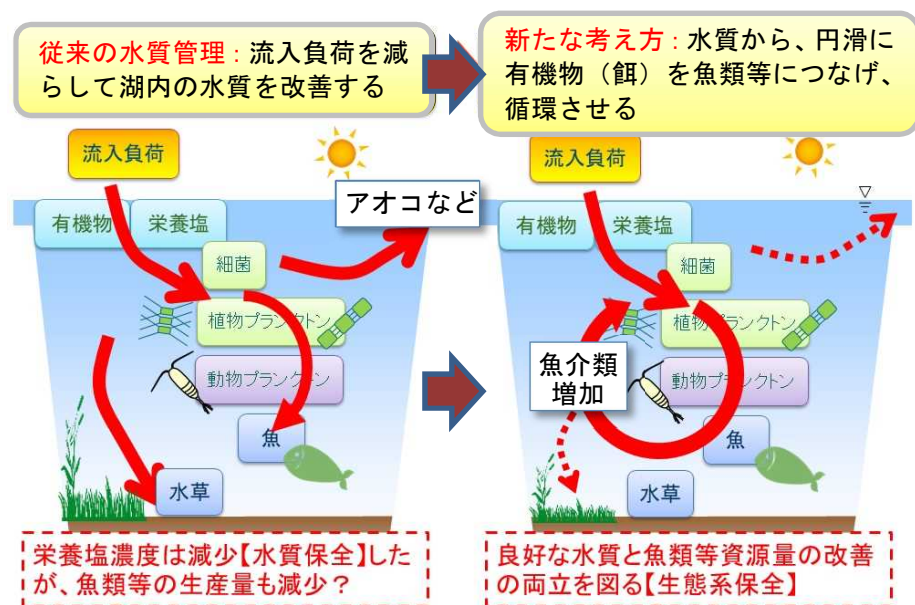
- 未経験の全層循環の未完了に対し、臨時調査を追加するなど、本県の調査船をフル稼働して状況把握。過去から蓄積した調査データとの比較により影響を解析。
- 本県と近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、水資源機構琵琶湖開発総合管理所の3隻の船が連携して水質調査を実施。平成30年9月の南湖COD上昇は、陸から流入する汚濁が原因でないと判明。(琵琶湖は広大なため、調査地点数は、計51点)

(2) 本県のこれまでの取組

- 琵琶湖における有機物管理に関する有識者懇話会での議論や「琵琶湖における有機物収支の把握に関する研究」(平成28~30年度:環境研究総合推進費)により、検討を実施。

- 検討により、良好な水質を維持しつつ、豊かな魚介類を実現するためには、有機物の円滑な循環を実現することが重要と整理。

- 有機物の循環に取り組む上で指標はTOC導入が効果的と整理。



担当: 琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水質・生態系係
TEL 077-528-3463

下水道による水質保全と雨天時浸入水対策および資源活用

- 下水道施設の計画的な整備・更新等による琵琶湖の水質保全や安全、安心なまちづくり、さらに下水道資源の有効活用を進めるため、下水道事業に係る国費の総額を確保した上で、下記の取組を推進されたい。
- さらに国土強靱化について、令和3年度以降も着実に推進されたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 下水道施設の整備・更新等に対する財政支援の充実

- 下水道施設の計画的な改築更新に対する必要な予算額の確保
- 汚水処理の広域化・共同化に対する財政支援
- 大雨や地震等の災害への備えに対する財政支援

(2) 雨天時浸入水対策および下水道資源の有効活用に対する支援

(3) 国土強靱化の着実な推進に向けた予算の継続的な確保

2. 提案・要望の理由

○ 下水道施設の計画的な改築更新

琵琶湖総合開発事業で施設を集中的に整備したことにより、耐用年数を超過した機械・電気設備が急増しているため、計画的な改築更新に対する予算額の確保が必要

○ 汚水処理の広域化・共同化

汚泥の集約処理、農業集落排水施設の下水道への接続等により効率化を進めているが、さらなる経営の安定化のため、広域化・共同化への財政支援が必要

○ 災害への備えに対する支援

近年、集中豪雨が頻発しており、また、今後、大規模地震の発生が予想される中、国土強靱化を着実に進めるため、雨水対策や地震対策への財政支援が必要

○ 雨天時浸入水対策への支援

集中豪雨や老朽化等に起因する雨天時浸入水については、対策に多額の費用と長期間を要するため、施設対策に対する財政支援および技術的支援が必要

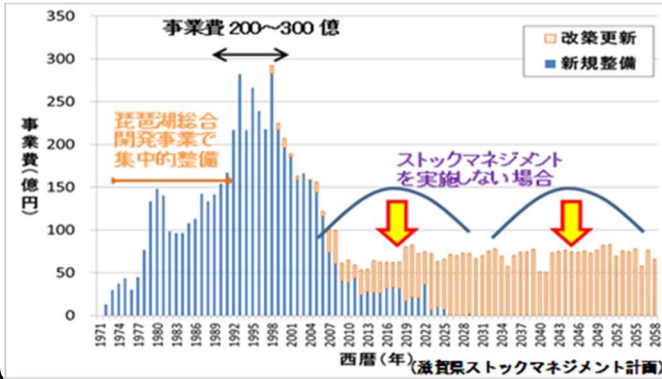
○ 下水道資源の有効活用への技術的支援

未利用となっている下水道資源を有効活用し、さらに水草等の地域資源と合わせた循環利用を構築するため、エネルギー利用や農地利用にかかる技術的支援が必要

(本県の取組状況と課題)

(1)ストックマネジメント計画に基づく改築更新

新規整備+改築更新：約70~80億円/年の事業費が必要
(令和3年度事業費約80億円)

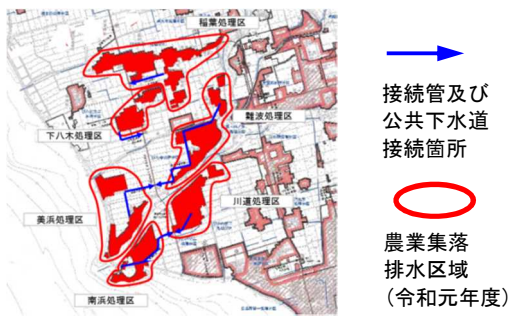


焼却炉長寿命化工事
H30~R3 21.6億



(2) 汚水処理の広域化・共同化

農集排の接続例(長浜市 令和元年度)



広域化・共同化による下水道経営安定化

(3) 災害への備え

浸水被害の例

(大津市 平成25年9月台風18号)



平常時



浸水時

安全・安心な暮らしの確保

(4) 雨天時浸入水対策への支援

- ・ 湖南中部処理区で溢水被害が発生 (H25)
- ・ 県・市町による不明水対策検討会を設置 (H26)
- ・ 県・市町ごとの不明水対策実施計画を策定 (H29)
- ・ 発生区域の効率的な絞込み手法検討・個人宅での誤接続解消等のモデル工事を実施 (R1~)

※本県流域下水道は処理区域が広大であり、対策には膨大な費用と期間が必要なため、支援が必要。



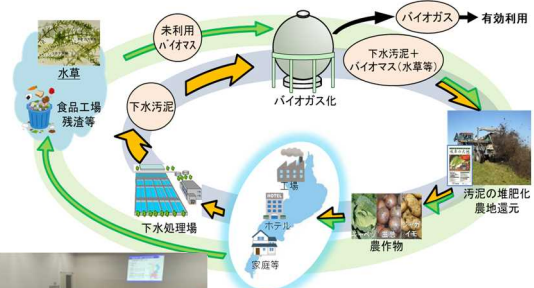
H29 台風21号 東近江市内

不明水対策検討会 R1.8.28



(5) 汚泥有効利用への支援

- ・ バイオマス関係部局との連携を図る「琵琶湖バイオマス循環プロジェクト」が始動



第2回勉強会 R2.1.9

「下水道E初級-拠点化コンサル」
制度(国土交通省)を活用

※水草と下水汚泥との混合処理、コンポストの利用先確保等にかかる技術的支援が必要。

担当：琵琶湖環境部下水道課施設管理建設係
TEL 077-528-4221



プラスチックごみゼロに向けた総合的な取組の推進

- ▶ プラスチックごみゼロに向けて、各種対策の抜本的な強化および環境リスク評価の推進が重要。よって、より一層の総合的な取組を推進されたい。

【提案・要望先】 経済産業省、環境省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) プラスチックごみ対策の抜本的強化

- プラスチックごみ削減のため、事業者による実効的な削減取組の一層の促進
- プラスチックごみ削減に向けた国民的な気運の醸成、支援制度などの仕組みの構築
- 民間企業等のプラスチック代替製品の研究開発への一層の支援と成果の活用

(2) 琵琶湖のマイクロプラスチックによる環境リスク評価の推進

- 湖沼におけるマイクロプラスチックの発生メカニズム等の実態解明の推進
- マイクロプラスチックの人体・生態系への影響にかかる研究の推進
- 湖沼のマイクロプラスチックによる環境リスク評価の実施と関連情報の共有

2. 提案・要望の理由

(1) プラスチックごみ対策の抜本的強化

- 小売事業者に対し、令和2年7月からレジ袋が有料義務化されることとなったが、プラスチックごみの削減に向けて、事業者をはじめ広範な関係主体への一層の働きかけが必要。
- 県では、令和元年8月に「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行い、関係団体等と連携・協力しつつ、プラスチックごみの削減に取り組んでいるが、国主導による総合的な取組が必要。
- プラスチック容器包装・製品等の代替素材（紙、バイオプラスチック等）への転換に向けて、民間企業等の研究開発や製品化への一層の支援が必要。

(2) 琵琶湖のマイクロプラスチックによる環境リスク評価の推進

- 水環境中のマイクロプラスチックへの関心が高まっているが、琵琶湖等の湖沼におけるマイクロプラスチックの発生メカニズム等の実態や生態系への影響など不明な点が多く存在。
- 県民の安全・安心な生活環境の維持には、県民や事業者と連携して取り組む必要があり、これら不明となっているマイクロプラスチックに関する知見を速やかに収集するとともに環境リスク評価を行い、関連情報を整理することが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県におけるプラスチックごみ対策

・「ごみの散乱防止に関する条例」に基づく環境美化活動等の取組（毎年3回実施し、約25万人/年が参加）

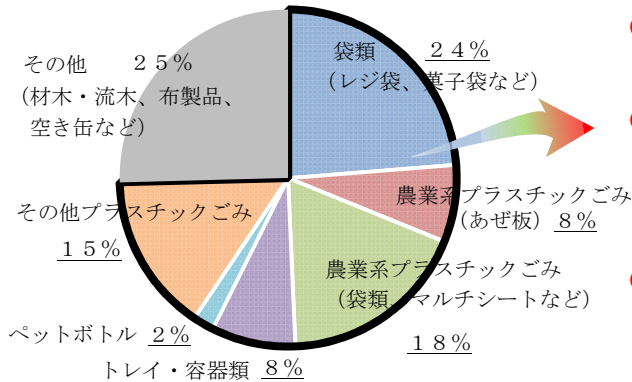
・事業者等と「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結

無料配布中止：30事業者（201店舗）、辞退呼びかけ：10事業者（259店舗）※R2.1月現在

・琵琶湖におけるプラスチックごみ実態把握調査（R1.6.23）



【湖底ごみの種類と割合（体積）】



● 湖底ごみの約75%がプラスチックごみ

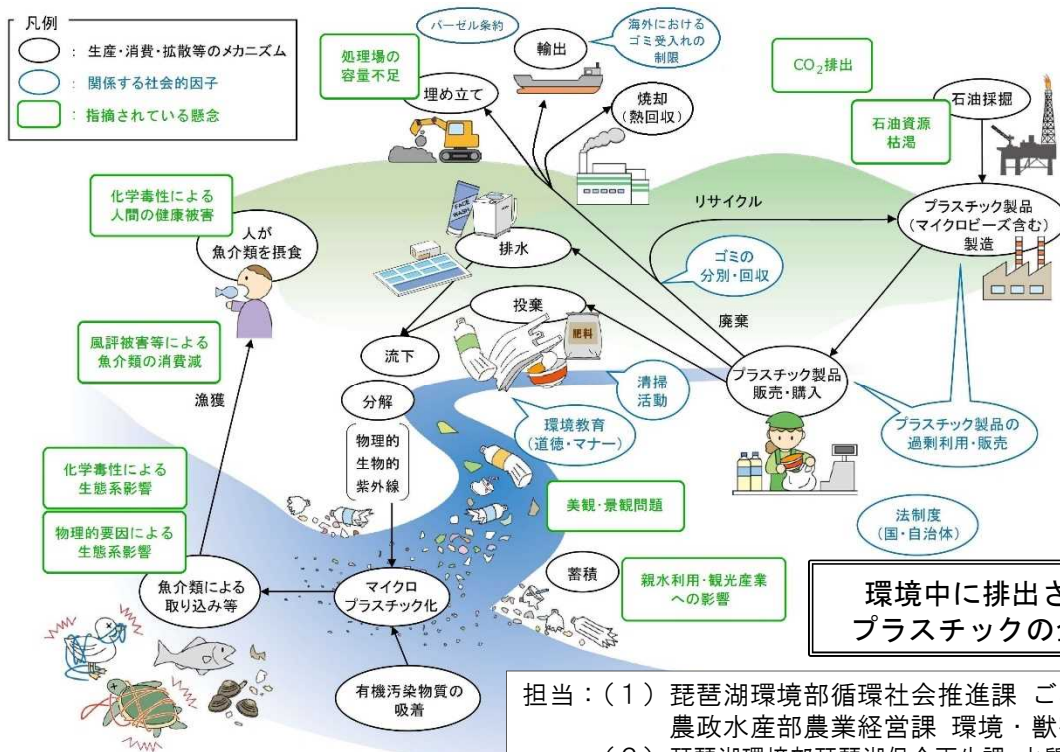
● プラスチックごみのうち、「袋類」および「農業系プラスチックごみ」がそれぞれ1/3程度を占めている

● ごみは、長期にわたり湖底に蓄積

(2) 琵琶湖におけるマイクロプラスチック

調査地点	浮遊密度	備考
琵琶湖 南湖	水1m ³ あたり平均2.6個 ^{※1}	京都大学研究グループ：2016年6月調査
琵琶湖 北湖	〃 平均0.57個 ^{※1}	
(参考)日本近海の浮遊密度	水1m ³ あたり平均2.4個 ^{※2}	環境省委託調査（国立大学法人東京海洋大学）：2015年3月報告

(※1：採取ネット目合315μm ※2：採取ネット目合350μm)



環境中に排出されるプラスチックの全体像

担当：(1) 琵琶湖環境部循環社会推進課 ごみゼロ支援係
 農政水産部農業経営課 環境・獣害対策係
 (2) 琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課 水質・生態系係
 TEL (1) 077-528-3477、077-528-3842
 (2) 077-528-3463

琵琶湖の保全・再生に資する森林づくりの推進

- 琵琶湖の水源の涵養はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮するために森林の保全整備は重要。よって、森林づくりの推進に対して、継続的な支援を図られたい。

【要望先】総務省、財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 森林整備事業の財政支援の充実強化

- 地球温暖化対策や琵琶湖の水源涵養機能、資源循環利用等の多面的機能増進に向け、健全な森林育成のための間伐等の森林整備推進に必要な財政支援の充実・確保
- 風倒木等による被害防止のため、危険木除去、植え替え等の支援の拡充

(2) 治山事業に対する財政支援の充実

- 災害復旧の早期完了、土砂や流木の流出など、災害対策への財政支援の充実・確保
- 「防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策」の後継対策の実施

(3) 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の継続

- 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(～令和2年度)」の継続と本特措法に伐採、再造林等による森林資源の若返りを進める施策の追加

2. 提案・要望の理由

- 琵琶湖保全再生法に基づく森林づくりや、本県独自の森林整備指針による森林づくりの着実な実施のためには、重点的な財政支援が必要である。
- 風倒木により交通、電気、通信が遮断される生活被害が発生しており、生活道路沿いの高齢化した危険木を除去し、植え替えを推進していく必要がある。
- 近年、山地災害が多発する傾向にあり、災害復旧工事を早期完了や、立木が流下し河川の閉塞を起こすなどの流木災害対策等の事前防災・減災対策を実施する治山事業への財政支援が必要である。
- 治山事業は、中長期的な取り組みとなるが、毎年のように災害が発生している状況を踏まえ対策の加速化が必要であるため緊急対策の後継対策が必要である。
- 地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、今後も間伐等の森林整備と推進していくためには「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(～令和2年度)」の継続と伐採、再造林等による森林資源の若返りを進める施策の追加が必要である。

(本県の取組状況と課題)

■ 森林整備事業における課題 ■

- ・ 下層植生が衰退した間伐が必要な森林



■ 治山事業における取組状況と課題 ■

○ 近年の被災状況および復旧状況

- ・ 土石流及び流木による被害及び復旧状況 (H24 災害)



平成 24 年度に
災害関連緊急治
山事業にて緊急
対応後、上流部
は復旧治山事業
で復旧中

土石流によりプロパンガス庫を直撃したことにより爆発し、負傷者 2 名、家屋全焼 2 戸



- ・ 山腹崩壊により林道埋設 (H30 災害)



■ 森林の吸収源対策に関する課題 ■ †

本県の人工林年齢構成



注：年齢は、林齢を 5 年の幅でくくった単位、苗木を植栽した年を 1 年生として、1~5 年生「1 年齢」と数える。

- ・ 台風による風倒木被害状況 (H30 災害)



- ・ 山腹崩壊による被害及び復旧状況 (H25 災害)



崩落土砂により、死者 1 名、家屋全壊 3 戸、寺全壊 1 戸他の被害

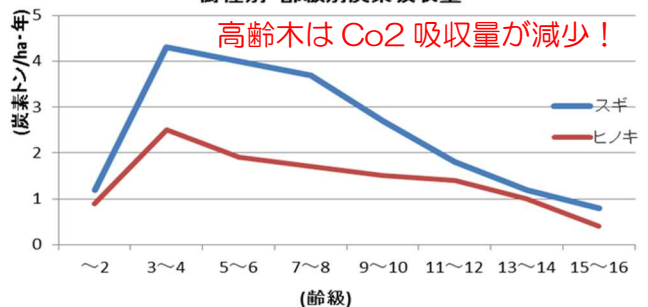
平成 25 年度に災害関連緊急治山事業にて緊急対応後、隣接地は復旧治山事業で復旧



- ・ 琵琶湖岸に溜まる流木 (H25 災害)



樹種別・年齢別炭素吸収量



林野庁「森林・林業白書 (平成 16 年度版) をもとに作成

担当：琵琶湖環境部森林保全課森づくり推進係 TEL 077-528-3930

林業成長産業化推進への支援強化

- ▶ 木材利用の促進は、地球環境保全、水源涵養等の森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するために重要。よって、林業成長産業化推進における支援を強化されたい。

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

- 林業機械の導入や基盤整備等への支援に必要な予算の確保

(2) 木材の利用拡大に向けた木造建築物等への財政的支援の強化

- 民間非住宅建築物や公共建築物の木造化・木質化の促進に必要な予算の確保
- 外構部等への木材利用を促進するための支援を継続的に実施

(3) 製材の日本農林規格（JAS）への支援等

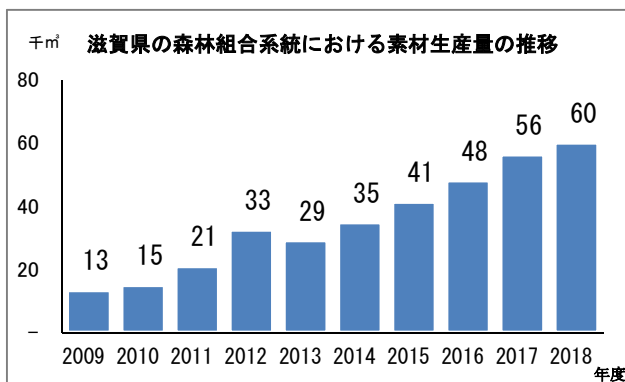
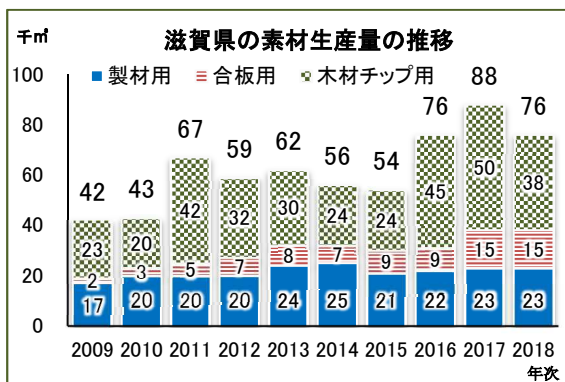
- 中小製材業者等のJAS認定の取得や維持に要する経費への負担軽減のための支援制度の創設および認定区分の緩和

2. 提案・要望の理由

- 木材を利用することは、大気中の二酸化炭素の固定、製造や加工に要するエネルギーが他の建築資材に比べ少ないこと、木質バイオマス燃料として化石燃料の代替となることから、地球温暖化の防止に貢献。
- また、国民的資産である琵琶湖の水源林を健全に引き継ぐためには、森林資源の循環利用を進め、適正な森林整備を促し、林業および木材産業の安定的な成長が必要。
- 林業および木材産業の成長化を図るためには、素材生産者〔川上〕、製材業者等〔川中〕、木材需要者〔川下〕の各段階での取組に留めず、相互の連携が必要。
- 素材（丸太）の生産量を引き続き拡大させ、安定的なものとするためには、林業機械の導入や基盤整備の整備により作業の効率化を図ることが不可欠。
- 民間非住宅建築物や公共建築物の木造化・木質化や外構部等の利用の拡大により、安定した木材の需要創出が必要。
- 小規模な加工事業者は、JAS認定の手数料や維持費が負担となり、製材品の価格転嫁が行われることで割高となるため、その低減に向けた支援が必要。また、現行制度においては、樹種別等の認定区分が煩雑であるため制度の認定区分の緩和が必要。

(本県の取組状況と課題)

○ 本県の素材生産量は、近年、増加傾向にある。

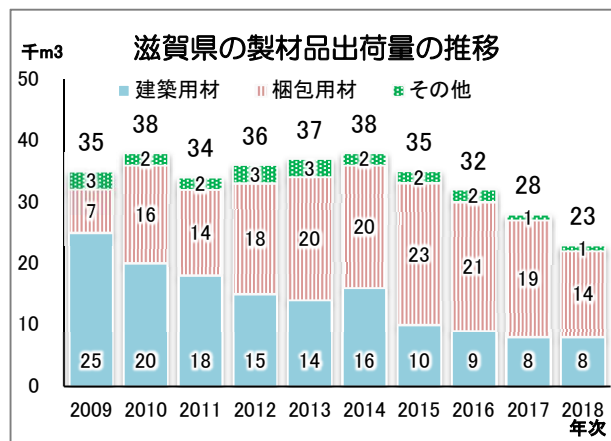
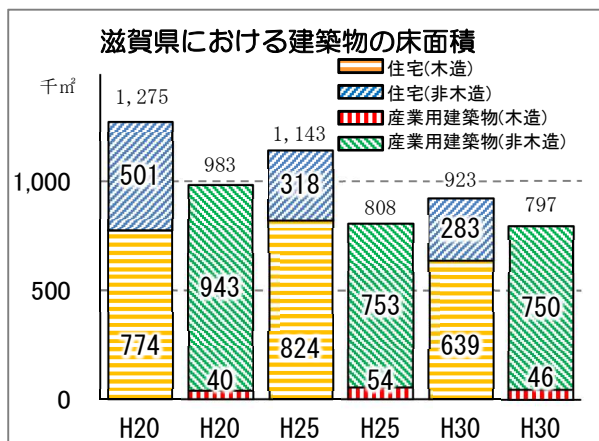


○ 公共建築物や民間非住宅建築物において、木材を利用する機運が高まっている。



○ 長中期において住宅需要の減少が予測されるなか、住宅以外の新たな木材需要の創出にむけて、産業用建築物（非住宅）等における木材利用を促進させるとともに、こうした需要に対応可能な製品づくりが必要。

○ 県内 136 製材業者のほとんどが中小規模であり、建築用製材品の出荷量は、減少傾向にある。また、JAS 認定工場は 4 工場のみであり、低コストで品質の確かな製品を供給できる体制の整備が必要。



担当：琵琶湖環境部森林政策課県産材流通推進室
TEL 077-528-3915

自然再生事業に対する財政上の措置

- ▶ 琵琶湖国定公園の自然環境保全・再生は、琵琶湖を保全再生する上で重要。大規模な自然再生事業もあり、自然環境整備交付金で継続的に支援を図りたい。

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

自然環境整備交付金の継続的な支援

- 琵琶湖国定公園の自然環境保全・再生のため、自然環境整備交付金の予算額確保
【早崎内湖再生事業・ヨシ群落再生事業】

2. 提案・要望の理由

- 本県では、内湖干拓や琵琶湖総合開発などにより、結果的に琵琶湖の生態系（特に水陸移行帯）に大きな影響を与えてしまった反省にたち、内湖再生のモデル事業として早崎内湖再生事業を実施するとともに、水鳥や在来魚の生育生息場所であり、湖国の原風景を形成するヨシ群落の再生事業を実施。
- 琵琶湖保全再生法第12条では、湖辺の自然環境の保全及び再生のため必要な措置を講ずるよう努めるとされており、さらに自然再生推進法も踏まえ、里や川、山々の恩恵を受けた琵琶湖を対象とした琵琶湖国定公園の自然環境保全・再生のために、自然環境整備交付金は必要不可欠。
- 特に早崎内湖再生事業のような大規模な自然再生事業は、単年度で終了する事業ではなく、事業着手後も自然再生の状況を監視し、自然の復元力を活かしながら、順応的管理手法により長期間（10～20年）にわたり実施しなければならない。
このため、大規模な自然再生事業については、自然環境整備交付金による継続的な支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

- (1) **早崎内湖再生事業**—平成 13 年度から試験湛水を開始した結果、極めて良好な生物生息環境が再生されてきた。恒久的な内湖化を図るため、平成 25 年度に用地を取得、平成 29 年度からは築堤工事を開始しており、令和 2 年度からは、湖底環境の整備を実施する。

今後も長期に渡り内湖化工事に多額の費用（十億円程度）が必要。



- (2) **ヨシ群落再生事業**

《ヨシ群落》琵琶湖の水鳥や魚の生息場所などとして、生態系保全に重要な役割を果たす

ヨシが衰退した地域等では、自然の復元力を活かした再生が必要

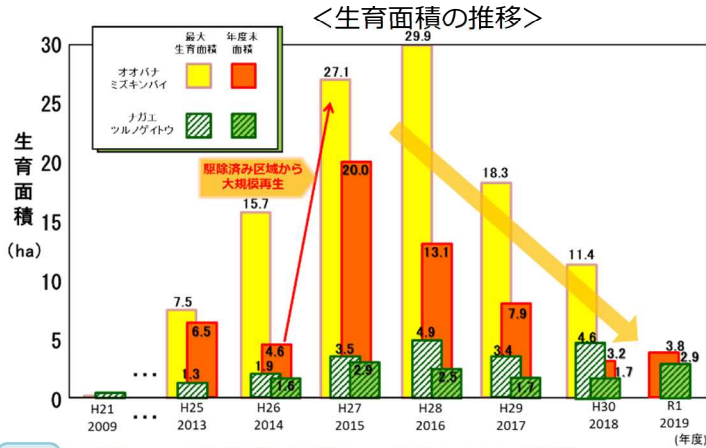


担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水質・生態系係
TEL 077-528-3463

(本県の取組状況と課題)

●琵琶湖における対策

引き続き駆除、巡回・監視の徹底等の集中対策を実施
今年度中には「琵琶湖全体を管理可能な状態とする」ことを目指す



＜対策予算の推移＞

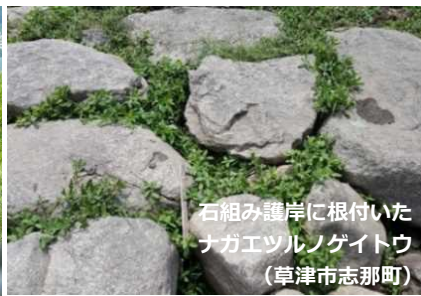
予算内訳 (単位: 千円)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
協議会事業	64,000	46,000	354,683	333,050	287,000	242,605	196,000
(県費)	53,000	35,000	333,475	318,050	277,000	227,605	181,000
(国費)	11,000	11,000	21,208	15,000	10,000	15,000	(15,000)
県直営事業	-	-	-	23,000	27,708	36,000	30,000
(県費)	-	-	-	18,000	13,855	18,000	15,000
(国費)	-	-	-	5,000	13,853	18,000	(15,000)
その他県費等	3,900	7,700	13,276	11,186	14,100	11,870	11,570
国直轄事業	16,500	16,200	23,000	30,000	32,000	54,000	40,000

※R2 協議会事業および県直営事業の国費は要望中の額

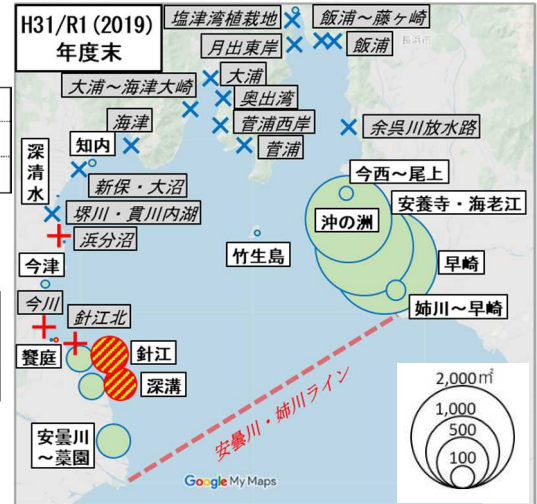
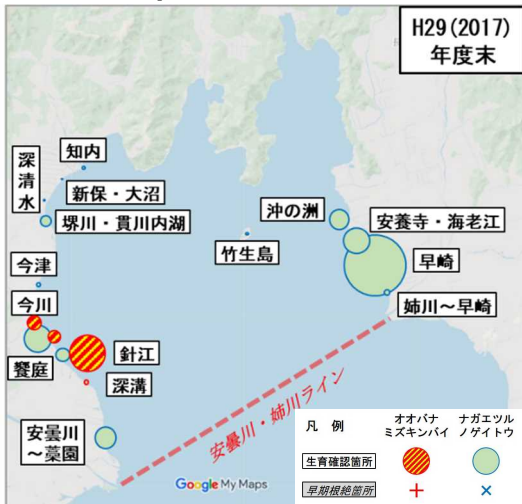
県は H28～R2 で
15 億円近い県費を投入

課題

- 巡回・監視経費の増大、北湖での面積増
 -巡回・監視範囲の広域化、「管理可能な状態」となった後も **当面は巡回・監視の継続が必要**
- 機械駆除困難群落への対応
 -ヨシ帯や石組み護岸の間に根を下ろした群落など、 **機械駆除困難群落での防除手法開発が必要**



●北湖北部(環境省直轄事業区域)におけるオオバナミズキンバイ等の生育状況



●琵琶湖下流域の状況

【瀬田川(洗堰まで)】
 生育面積は減少したものの下流域への流出リスクは依然として存在。

- 【琵琶湖下流域】
- ①瀬田川洗堰直下、②大石川との合流地点、③関電宇治発電所の排水路、④鴨川、⑤淀川下流の赤川付近でオオバナミズキンバイの生育が確認された。

担当：琵琶湖環境部自然環境保全課
 生物多様性戦略推進室
 TEL 077-528-3483

大量繁茂する水草対策



- ▶ 琵琶湖に大量繁茂する水草は、県による対応が困難な規模になることがある。琵琶湖保全再生法に基づく国の取組として、新たな財政支援制度を創設されたい。

【提案・要望先】国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

琵琶湖に大量繁茂する水草対策に対する財政支援制度の創設

- 県が行う水草刈取除去事業および有効利用事業等に対する支援制度の創設
- 水草の生態やモニタリング、刈取除去方法や有効利用方法に関する調査研究への支援と更なる連携強化

2. 提案・要望の理由

- 大量繁茂する水草が琵琶湖生態系等に与える影響は以下のとおり
 - ・ 生活や産業への影響
 - 腐敗による**悪臭**や船舶の**航行障害、景観の悪化、漁場環境の悪化**
 - ・ 琵琶湖生態系への影響
 - 湖流停滞による**底質環境の悪化や貧酸素化、底生生物の減少**
- 県は、これまでから水草の刈取除去と有効利用までを一連の事業として実施してきており、こうした水草対策事業に要する経費は年間約**3億円**
 - また、平成28年度からは、企業等が行う新たな水草有効利用技術等開発への支援を、平成29年度からは、琵琶湖のマリーナなどが行う水草除去に対する支援を開始
- 県では、精一杯の対策を進めているところであり、企業が水草を原料とした商品を初めて販売するなど一定の成果もあるが、住民等からの水草対策の要請に十分応えられていないとともに、望ましい繁茂状態を目指し維持していくのは困難な状況
- **琵琶湖保全再生法第15条**では、水草対策等については国および関係地方公共団体は必要な措置を講ずるよう努めるとされていることに加え、**環境基準に追加された底層溶存酸素量の改善**のため、水草大量繁茂による琵琶湖への著しい影響に対処する必要があることから、財政支援制度の創設など国からの支援が必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 水草繁茂の推移とその弊害

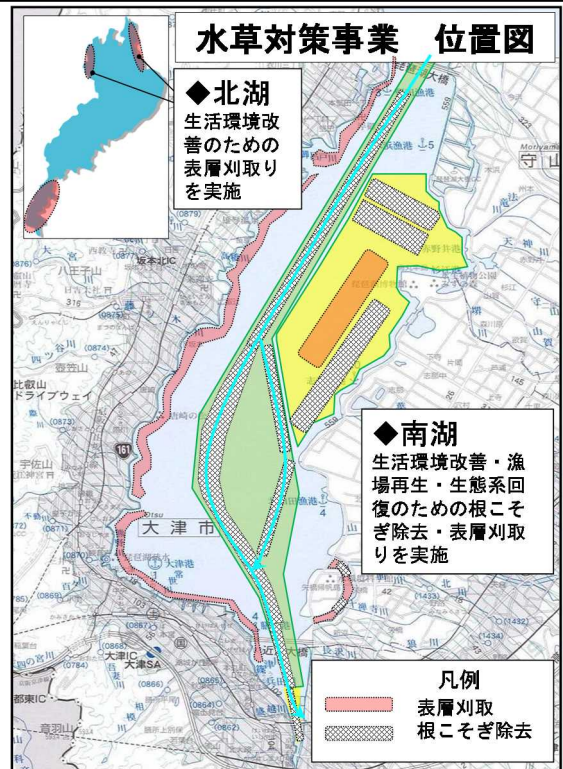


夏場に湖面を覆う水草

草津市北山田(令和元年10月8日)

- 【住民生活や産業への影響】
- ・腐敗による悪臭
 - ・船舶の航行障害
 - ・景観の悪化
 - ・漁場環境の悪化
- 【琵琶湖生態系への影響】
- ・底質環境の悪化
 - ・湖底の貧酸素化
 - ・底生生物の減少

琵琶湖が危機的状況
国民的資産である



(2) 滋賀県の取組



表層刈取り



根こそぎ除去



堆肥化



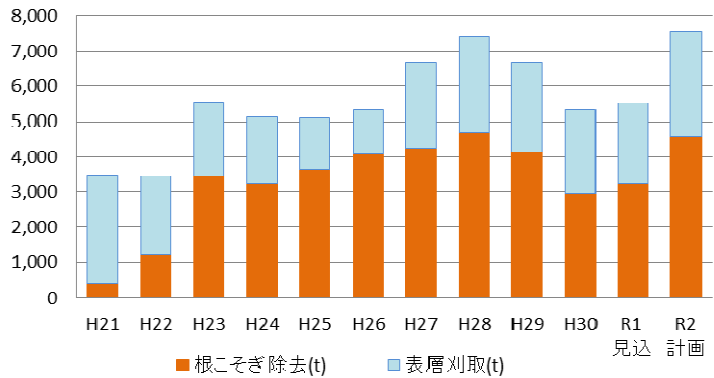
堆肥の無料配布

水草商品化第2号!!



「琵琶湖彩ガラス」

水草刈取除去量 推移



【水草対策事業予算額の推移】

[H28] 3.2億円 ⇒ [H29] 3.1億円 ⇒ [H30] 3.1億円 ⇒ [R1] 3.0億円 ⇒

令和2年度予算額
3.0億円

水草対策に要する多額の事業費が県財政を圧迫している。民間の知恵も導入して検討しているが、更なる検討が必要。

財政支援制度の創設など、国からの支援を是非ともお願いしたい。

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水質・生態系係
TEL 077-528-3463



琵琶湖の外来魚対策および新規就業者支援の強化

- ▶ 琵琶湖の伝統的漁業を後世へ継承するため、外来魚駆除を強化し漁獲量を増加させることや漁業後継者の育成に対する支援の継続・充実を図りたい。

【提案・要望先】農林水産省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 琵琶湖の外来魚対策の強化

- オオクチバスやチャネルキャットフィッシュ等による漁業や生態系への被害を防止するため、駆除に対する支援の継続、効率的な駆除技術開発の継続
- 外来魚の影響に対する適応策として、外来魚の食害を受けにくいニゴロブナ大型種苗の生産・放流への支援

(2) 漁業新規就業者対策支援の拡充

- 琵琶湖漁業の後世への継承のため、漁業人材育成総合支援事業に関し、漁家子弟の研修対象化、30代40代の就職氷河期世代に焦点をあてた研修制度や琵琶湖漁業の実態に合った短期研修制度の創設
- 新規就業者の自立後の定着率向上のため、ICT技術の導入等による漁労ノウハウを共有できる仕組みの創設や就業後給付金制度の創設

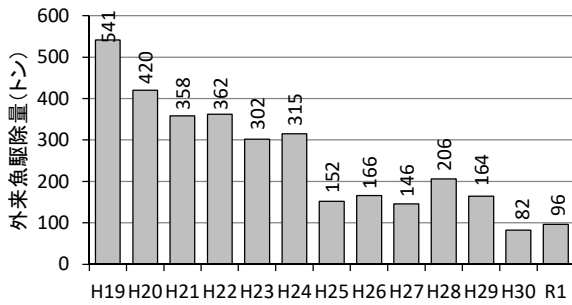
2. 提案・要望の理由

- 琵琶湖漁業は、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」により国民の資産と位置づけられる琵琶湖の恵沢を国民が享受する手段として、また、日本農業遺産に認定された「琵琶湖システム」における中核的役割を担うものとして継承されるべきもの。
- 外来魚のうち、ブルーギルは駆除事業により大幅に減少しつつあるものの、オオクチバスによるニゴロブナ等への食害の影響は依然として大きく、さらに、チャネルキャットフィッシュが急増しており、今後の琵琶湖漁業への被害が懸念される状況。
- これら外来魚による被害は、改正漁業法の目的を達成するうえで大きな意味を持つ水産資源管理のための各種施策の効果発現の妨げとなっており、外来魚対策の継続と当面の適応策の強化が必要。
- また、長期にわたる漁獲量の低迷等により漁業者の減少と高齢化が顕著であり、水産物供給にも支障が出つつある状況であり、新規漁業者の確保が急務。
- 滋賀県では、平成28年度から「しがの漁業技術研修センター」を開設し、国制度による長期研修、本県独自の制度として体験研修および中期実地研修を実施中。
- 新規就業者の確実な漁業への定着のためには、漁業経験の不足を補うICT技術等活用によるノウハウ蓄積や、経営が不安定である就業直後に一定期間の支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

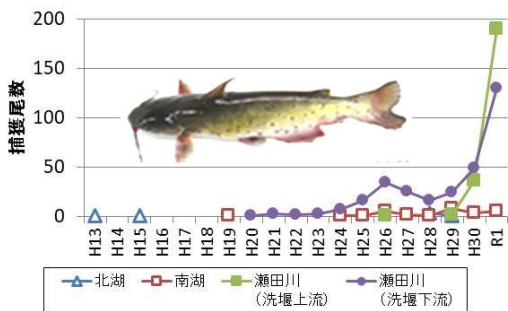
(1) 琵琶湖の外来魚対策の強化

■ 外来魚駆除の実績



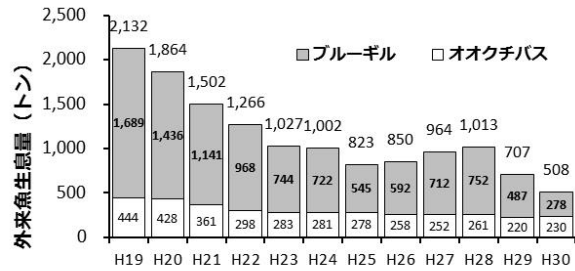
◆ 外来魚駆除は県漁連により実施。県と全内漁連 1/2 ずつ負担。駆除量は生息量に応じ減少傾向。

■ チャネルキャットフィッシュ捕獲の推移



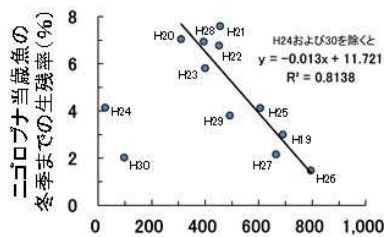
◆ 瀬田川を中心に急増しつつある。

■ オオクチバスとブルーギルの生息量



◆ 駆除の成果により、外来魚生息量は着実に減少。ブルーギルに比べ、オオクチバスの減少は遅れている。

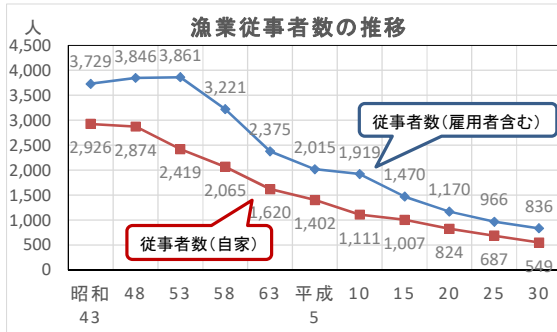
■ オオクチバスとニゴロブナ稚魚の関係



◆ オオクチバスの生息量がニゴロブナ稚魚の生残に大きな影響を与えている。

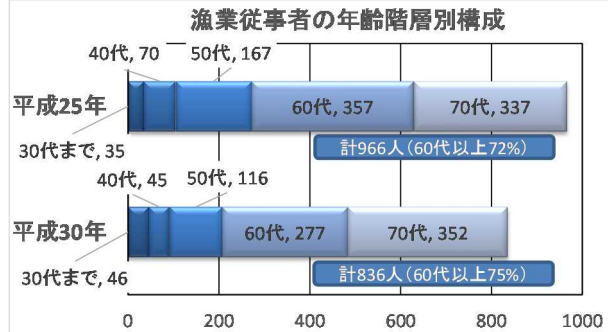
(2) 漁業新規就業者対策支援の拡充

■ 漁業就業者数の推移

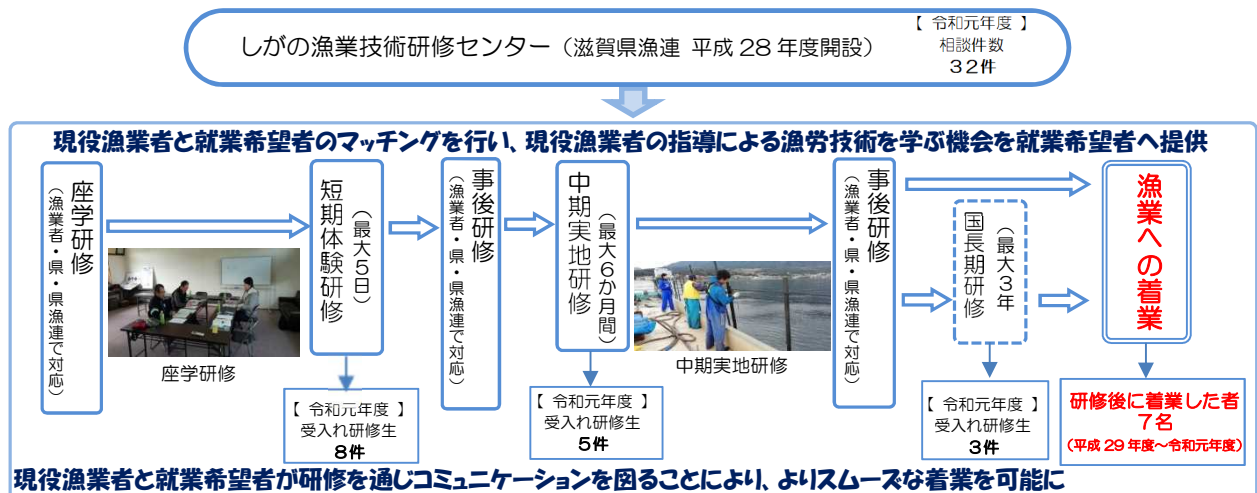


◆ 琵琶湖漁業就業者数は50年間で約5分の1に減少。60歳以上が75%を占め高齢化も深刻。

■ 漁業就業者の高齢化



■ 滋賀県新規就業者確保の取組



担当：農政水産部水産課 水産振興係
TEL 077-528-3873



鳥獣被害防止対策の充実

- 野生鳥獣による農林水産業等被害の更なる軽減のため、ニホンジカの計画的な捕獲を継続する必要がある、鳥獣被害防止総合対策推進交付金の充実を図りたい。

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

鳥獣被害防止総合対策推進交付金の充実

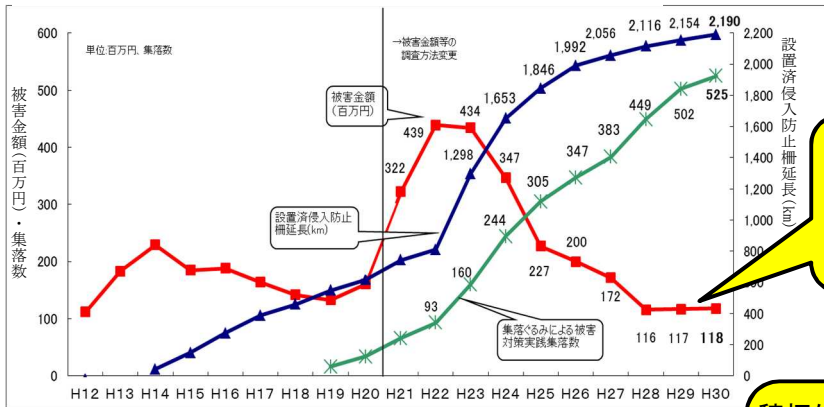
- 鳥獣被害防止総合対策推進交付金の令和3年度予算の確保
- ジビエ利用の有無にかかわらず経費に見合った捕獲助成単価の設定

2. 提案・要望の理由

- 本県では、野生鳥獣による農林水産業被害等を軽減するため、国の支援のもとで、市町等と連携し個体数管理、防除対策、生息環境管理の総合的な取組を推進している。
- 特に、ニホンジカは生息数が約7万1千頭にまで増加し、食害による農林業被害や奥山での土砂流出などの被害が発生しており、平成29年度から成獣メスへの重点単価配分（メス：22千円/頭、オス：17千円/頭）を行い、捕獲による繁殖抑制効果を高める工夫など、生息数の減少に取り組んでいる。
- 一方、国では平成30年度からジビエ利用を促すよう捕獲単価を見直され、ジビエ利用しない場合の捕獲助成単価が引き下げられた（8千円/頭 ⇒ 7千円/頭）。
- 本県は、捕獲を最優先として進めるべき段階にあり、今後も引き続きニホンジカの計画的な捕獲を継続・推進するため、令和3年度の同推進交付金の十分な予算確保とともに、ジビエ利用の有無にかかわらず捕獲経費に見合った捕獲助成単価への引き上げが必要。

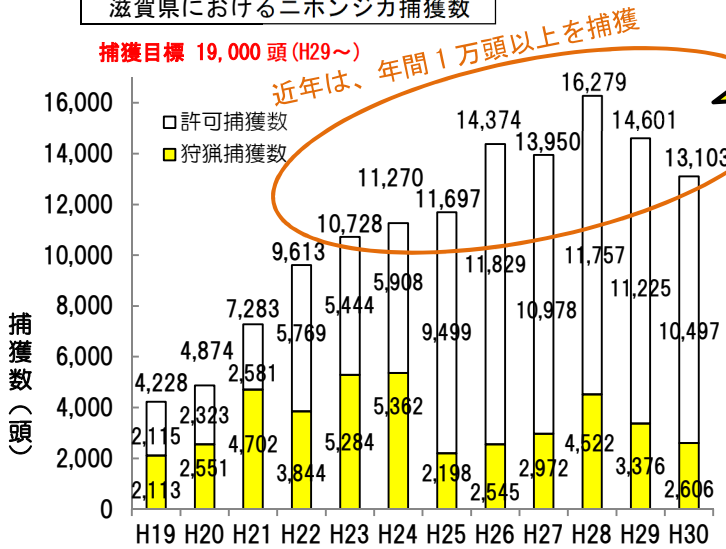
(本県の取組状況と課題)

野生獣による農作物被害金額と総合的な対策の実施状況の推移



・集落ぐるみによる総合対策により、農作物被害は着実に減少
 ・しかし、H30被害額は1.2億円と依然として高い水準

滋賀県におけるニホンジカ捕獲数

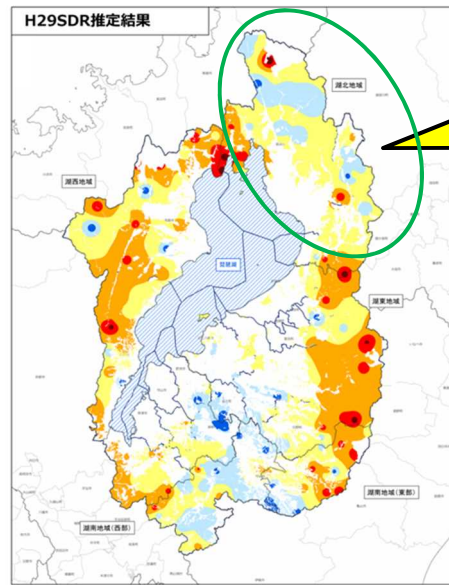
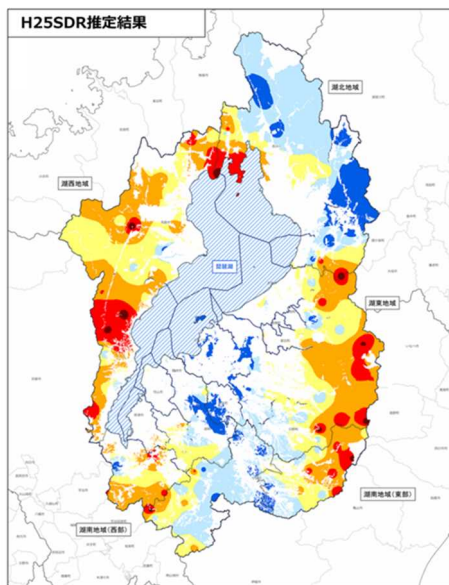


積極的な捕獲に取り組んでいるが、ニホンジカの生息数は増加傾向
 H22: 47,000~67,000頭
 ⇒ H27: 56,000~92,400頭
 (中央値 71,100頭)

ニホンジカ食害による下層植生衰退



下層植生の衰退度 (H25⇒H29)



湖北地域で衰退が進行

凡例
 無被害 (Blue)
 衰退度0 (Light Blue)
 衰退度1 (Yellow)
 衰退度2 (Orange)
 衰退度3 (Red)
 衰退度4 (Dark Red)

担当：農政水産部農業経営課環境 獣害対策係
 TEL 077-528-3842



環境保全型農業の一層の推進

- 琵琶湖等の環境保全のため、環境保全型農業、特にオーガニック農業の推進は重要。よって、オーガニック農業の支援充実、直接支払交付金の必要額確保を図りたい。

【提案・要望先】財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) オーガニック農業の推進への支援

- オーガニック(有機)農産物、有機JASに対する消費者の理解促進・認知度向上のための全国的なプロモーション(広報、啓発、CM等)の実施
- 県産地の育成に必要な個別農業者への機械・施設の補助等、支援の充実

(2) 環境保全型農業直接支払交付金制度の安定化

- 環境保全型農業直接支払交付金および推進交付金の必要な予算の確保および地域特認取組の過去実績に基づく必要額の配分

2. 提案・要望の理由

- 国が実施した消費者意識調査では、有機農業や有機JAS農産物について、内容を理解している人が少ない結果となっている。
- 令和2年度予算で、直接支払交付金の単価アップ、指導員の育成、有機JAS認証取得支援、生産・出荷拡大のための機械リース支援等、有機農業推進対策について大幅に拡充されたが、オーガニック米の県産地の育成においても活用しやすい内容で事業化されることが必要。
- 環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組は、全国共通取組配分後の残額の範囲内で運用することとし、国が掛かり増し経費をもとに定める単価(以下「設定単価」という)を上限として都道府県が交付単価を設定することとされたが、全国の取組状況によっては地域特認取組への配分が少なくなり、設定単価を大きく下回る可能性が常にあるため、農業者の計画的な取組が困難な状況。
- 令和2年度から水質保全効果がある地域特認取組が支援対象にとされたところであるが、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において「国民的資産」として位置づけられている琵琶湖の水質保全を図るためにも、地域特認取組の安定的な運用が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) オーガニック農業（水稻）の推進について



(2) 環境こだわり農業の取組状況

- ①より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、国民的資産と位置づけられた琵琶湖を次の世代に引き継ぐため環境こだわり農業を農政の核として推進
- ②環境保全型農業直接支払交付金の設定単価どおりの助成など安定した制度運営のもと、取組面積は 14,459ha(H30)まで拡大し、耕地面積に対する割合は 32.5%で全国一

年度	取組面積	国費(千円)			
		必要額	交付額	充足率	不足額
H28	17,204ha (うち第1取組 14,504ha)	369,329	322,105	87.2%	47,224
H29	17,891ha (うち第1取組 14,758ha)	379,907	341,837	90.0%	38,070
H30	14,459ha (複数取組廃止)	307,488	307,488	100%	—
R1	14,441ha (R1.1時点見込)	301,169 (見込み)	301,169 (見込み)	100%	—

担当：農政水産部 食のブランド推進課
環境こだわり農業係
TEL 077-528-3895